学校等教育施設使用料（グラウンド・体育館・柔道場・教室・ホール）

修善寺町

種別	場所	時間別	使用料金	納付時期
幼稚園	教室 ホール	8:00～17:00	4,000円	使用の許可を受けたとき
		17:00～22:00	6,000円	
		8:00～22:00	8,000円	
小学校 中学校	教室	8:00～17:00	4,000円	使用の許可を受けたとき
		17:00～22:00	6,000円	
		8:00～22:00	8,000円	
	屋内運動場	9:00～12:00	1,000円	使用の許可を受けたとき
		13:00～17:00	1,000円	
		9:00～17:00	2,000円	
		18:00～21:00	1,000円	
		13:00～21:00	2,000円	
		9:00～21:00	3,000円	
小中学校グランド	運動場	5:00～8:00	500円	使用の許可を受けたとき
		8:00～12:00	1,000円	
		12:00～17:00	1,000円	
		17:00～19:00	500円	
		19:00～21:00	500円	

備考　1
「修善寺町民又は町内の事業所に勤務する者」以外の者が上記施設を使用する場合は、上記の額の200%に相当する額とする。

土肥町

天城湯ヶ島町

種類	使用料		納付時期
1　学校･幼稚園等			
体育館講堂	1日	3,000円	使用の許可を受けたとき
	半日	1,500円	
普通教室	1日	1,200円	〃
	半日	600円	
運動場	1日	2,000円	〃
	半日	1,000円	

備考
上記の他に電気、水道、電話、器具等使用の場合は別に料金相当額を徴収する。

中伊豆町

施　設　名	区　分	午　前 8時～12時	午　後 1時～5時	夜　間 6時～9時30分	摘　要
中伊豆町立学校運動場	町内一般	520円	520円	520円	
	その他	2,100円	2,100円		
中伊豆町立学校テニスコート	町内一般	310円	310円		1面につき
	その他	2,100円	2,100円		
中伊豆町立学校体育館	町内一般	520円	520円	1,050円	
	その他	2,100円	2,100円	3,670円	
中伊豆町立学校柔道場	町内一般	520円	520円	730円	
	その他	2,100円	2,100円	2,620円	

伊豆市

グラウンド（小学校・中学校）

時間	使用料
８：００～１２：００	1,000円
１３：００～１７：００	1,000円
１８：００～２１：００	1,000円
湯ヶ島小ナイター	3,000円

「市民又は市内の事業所に勤務する者」以外の者が使用する場合は、当該使用料の額に２を乗じて得た額を使用料とする。

体育館・柔道場（小学校・中学校）

時間	使用料
８：００～１２：００	1,000円
１３：００～１７：００	1,000円
１８：００～２１：００	1,000円

「市民又は市内の事業所に勤務する者」以外の者が使用する場合は、当該使用料の額に２を乗じて得た額を使用料とする。

教室及びホールについては廃止する

運動施設使用料(狩野ドーム・狩野グラウンド)

天城湯ケ島町

◎体育センター総合体育館使用料

種目名	面数	9:00～12:00	11:00～17:00	18:00～21:00
メインバスケ	1（全）	9,000円	12,000円	12,000円
メインバレー	1（全）	9,000円	12,000円	12,000円
サブバスケ	1（1/3）	3,000円	4,000円	6,000円
サブバレー	1（半）	4,500円	6,000円	7,500円
サブバレー	1（1/3）	3,000円	4,000円	6,000円
バドミントン	1（1/10）	900円	1,200円	3,900円
テニス	1（半）	4,500円	6,000円	7,500円
卓球	1（1/10）	900円	1,200円	3,900円
100mトラック	1（全）	9,000円	12,000円	12,000円
その他スポーツ	全面	9,000円	12,000円	12,000円

備考　1　中学生以下が個人で使用する場合の使用料は、規定額の2分の1とする。
2　使用のための準備及び原状回復のための時間は、使用時間に含む。
3　昼間体育館において電灯を使用する場合は、1時間(1時間に満たない場合は1時間とする。)につき1,000円を徴収する。
4　町民以外の者が使用する場合の使用料は、規定額の2倍とする。
5　興行等、営業で使用する場合の使用料は、規定額の40倍とする。

◎体育センターグランド使用料

1日	半日	夜（ナイター）	早朝･夕方
8:00～17:00	8:00～12:00	19:00～21:30(4月～8月)	5:30～7:00
	13:00～15:00	18:30～21:00(9月～3月)	17:00～18:30
2,000円	1,000円	7,500円	500円

備考　1　町民以外の者が使用する場合の使用料は、規定額の2倍とする。

伊豆市

◎狩野ドーム使用料

面数	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:00
1（全）	9,000円	12,000円	12,000円
1（半）	4,500円	6,000円	7,500円
1（1/3）	3,000円	4,000円	6,000円
1（1/10）	900円	1,200円	3,900円

※トレーニングルームは、1回100円。但し、講習が必要

備考　1　使用のための準備及び原状回復のための時間は、使用時間に含む。
2　昼間体育館において電灯を使用する場合は、1時間(1時間に満たない場合は1時間とする。)につき1,000円を徴収する。
3　市民以外の者が使用する場合の使用料は、規定額の2倍とする。
4　興行等、営業で使用する場合の使用料は、規定額の40倍とする。

◎狩野グラウンド使用料

1日	半日	夜（ナイター）	早朝･夕方
8:00～17:00	8:00～12:00	19:00～21:30(4月～8月)	5:30～7:00
	13:00～15:00	18:30～21:00(9月～3月)	17:00～18:30
2,000円	1,000円	7,500円	500円

備考　1　市民以外の者が使用する場合の使用料は、規定額の2倍とする。

運動施設使用料（中伊豆グラウンド・八幡グラウンド・八岳グラウンド・白岩グラウンド・中伊豆弓道場・中伊豆社会体育館）

中伊豆町

施設名		区分	午前 8時～12時	午後 1時～5時	夜間 6時～9時30分	摘要
中伊豆町民グラウンド		町内一般	1,260円	1,260円	7,350円	
		その他	5,250円	5,250円	18,900円	
中伊豆町弓道場		町内一般	420円	420円	520円	
		その他	1,570円	1,570円	1,890円	
中伊豆町八岳グラウンド		町内一般	310円	310円	520円	
		その他	1,050円	1,050円		
中伊豆町社会体育館	アリーナ	町内一般	1,050円	1,050円	1,050円	アリーナ半面につき
		その他	4,200円	4,200円	4,200円	
	2階広場	町内一般	420円	420円	630円	
		その他	1,570円	1,570円	2,100円	

伊豆市

施設名		午前 8時～12時	午後 1時～5時	夜間 6時～9時
中伊豆グラウンド		1,000円	1,000円	7,000円
八幡グラウンド		1,000円	1,000円	1,000円
八岳グラウンド		1,000円	1,000円	
白岩グラウンド		1,000円	1,000円	
中伊豆弓道場		500円	500円	500円
中伊豆社会体育館	アリーナ	1,000円	1,000円	1,000円
	2階広場	500円	500円	500円

(備考)　「市民又は市内の事業所に勤務する者」以外の者が使用する場合は、当該使用料の額に2を乗じて得た額を使用料とする。

中伊豆中央公民館使用料

中伊豆町

施設使用料

室　名	時間区分 使用人員	基本料 午前 9時～12時	基本料 午後 1時～5時	基本料 夜間 5時～9時	冷暖房料 (基本料に加算)
大集会室	100人以上	5,250円	7,350円	8,400円	
	100人未満	3,150円	3,150円	3,150円	10割増
	50人未満	1,570円	1,570円	1,570円	
和室1	25人	520円	730円	840円	10割増
和室2	25人	520円	730円	840円	1室の場合100円
談話室	10人	520円	730円	840円	100円
実習室	25人	520円	730円	840円	100円
小会議室	15人	310円	520円	520円	100円
講義室1	30人	520円	730円	840円	10割増
講義室2	30人	520円	730円	840円	1室の場合100円
視聴覚室	25人	520円	730円	840円	100円
図書室	15人	310円	520円	520円	100円
ステージ	10人	520円	520円	520円	100円

(備考)

1．図書閲覧による図書室の使用は、無料とする。

2．使用時間（許可時間）が延長した場合の使用料は、超過30分未満は切り捨て30分以上は1時間とし、1時間につき基本料金の3割を徴収する。ただし、10円未満は切り捨てる。

3．大集会室を使用する場合並びに和室1・2、及び講義室1・2を同時に使用する場合以外は、石油ストーブ暖房とする。

4．中伊豆町の住民以外の者が使用する場合は、基本料に備考2及び3に規定する額を加算したものの10割を加算する。

設備使用料

区分	品　名	数量	使用料	備　考
音響器具	放送装置	1式	1,570円	アンプ、マイク、コード、スタンド等
	ワイヤレスアンプ	1式	730円	ワイヤレスマイク
照明器具	スポットライト	1式	1,570円	
	ステージ照明	1式	1,570円	
	スタジオ照明	1式	2,100円	写真撮影用
視聴覚器具	16mm固定映写機	1式	1,570円	
	16mm移動映写機	1式	1,050円	
	スライド映写機	1式	520円	
	レコードプレーヤー	1台	520円	
	テープレコーダー	1台	520円	
	OHP	1式	520円	
その他	ステージどんちょう	1式	520円	
	料理実習用具	1式	1,570円	
	ガスコンロ	1台	210円	
	湯沸器	1台	210円	

公民館結婚式使用料

区　分	基本料	冷暖房料	備　考
披露宴に大集会室を使用する場合	31,500円	15,750円	1階
披露宴に講義室等を使用する場合	21,000円	10,500円	3階
結婚式場のみを使用する場合	5,250円	2,100円	

伊豆市

施設使用料

室　名	区分 使用人員	基本料 午前 9時～12時	基本料 午後 1時～5時	基本料 夜間 6時～9時
大集会室	250人	4,500円	6,000円	4,500円
ステージ	10人	1,000円	1,000円	1,000円
小会議室1	15人	1,000円	1,000円	1,000円
小会議室2	15人	1,000円	1,000円	1,000円
談話室	10人	1,000円	1,000円	1,000円
和室	50人	1,000円	1,000円	1,000円
実習室	25人	1,000円	1,000円	1,000円
視聴覚室	25人	1,000円	1,000円	1,000円
講義室	60人	1,000円	1,000円	1,000円

(備考)

1．使用時間（許可時間）が延長した場合の使用料は、超過30分未満は切り捨て30分以上は1時間とし、1時間につき基本料金の3割を徴収する。

2．使用期間は、5月1日から9月30日までを9時から21時30分まで、10月1日から4月30日までを9時から21時までとする。

設備使用料

品　名	数量	使用料	備考
放送装置	1式	1,500円	アンプ、マイク、コード、スタンド等
ワイヤレスアンプ	1式	1,000円	ワイヤレスマイク
OHP	1式	500円	

公民館結婚式使用料については廃止する

天城湯ケ島支所会議室使用料

天城湯ケ島町	伊豆市

種類	使用料	納付時期
1　庁舎		
大会議室	1日　1,500円	使用の許可を受けたとき
	半日　1,000円	
小会議室	1日　1,000円	〃
	半日　600円	
2　支所		
事務室	別に契約で定める額	別に契約で定める額
大会議室	1日　1,500円	使用の許可を受けたとき
	半日　1,000円	
小会議室	1日　1,000円	〃
	半日　600円	

廃止する

中伊豆交流センター使用料

中伊豆町	伊豆市

室　　名	使用人員	9時～12時	13時～17時	17時～21時
研修室兼郷土芸能等交流室	30人以上	3,150円	5,250円	5,250円
	30人未満	1,050円	2,100円	2,100円
健康相談室（和室12.5畳）	18人	520円	1,050円	1,050円
一般相談室（和室10畳）	15人	520円	1,050円	1,050円

室　　名	使用人員	9時～12時	13時～17時	17時～21時
研修室兼郷土芸能等交流室	30人以上	3,000円	5,000円	5,000円
	30人未満	1,000円	2,000円	2,000円
健康相談室（和室12.5畳）	18人	500円	1,000円	1,000円
一般相談室（和室10畳）	15人	500円	1,000円	1,000円

火葬場使用料

土肥町

種別	単位	使用者	
		土肥町及び戸田村の住民	土肥町及び戸田村以外の住民
１２歳以上	1死体	10,000円	15,000円
１２歳未満	1死体	8,000円	12,000円
胎　児	1死体	5,000円	8,000円
保管料	1　夜	5,000円	8,000円
身体の一部	1　回	5,000円	8,000円

中伊豆町

種　別	死体1体につき	
	中伊豆町、修善寺町、天城湯ケ島町	左記以外のもの
年齢１２歳以上	10,000円	15,000円
年齢１２歳未満	5,000円	8,000円
胎児	3,000円	5,000円
体の一部	3,000円	5,000円

保管は原則としてしない

伊豆市

◎火葬場（土肥町戸田村衛生施設組合）

種別	単位	使用者	
		伊豆市及び戸田村の住民	伊豆市及び戸田村以外の住民
１２歳以上	1死体	10,000円	15,000円
１２歳未満	1死体	5,000円	8,000円
胎　児	1死体	3,000円	5,000円
保管料	1　夜	5,000円	8,000円
身体の一部	1　回	3,000円	5,000円

◎中豆斎場

種　別	死体1体につき	
	伊豆市の住民	左記以外のもの
年齢１２歳以上	10,000円	15,000円
年齢１２歳未満	5,000円	8,000円
胎児	3,000円	5,000円
体の一部	3,000円	5,000円

保管は原則としてしない

中伊豆保健福祉センター使用料

中伊豆町

室　名	収用人員	9時～12時	13時～17時	17時～21時
多目的研修室1	80人	2,100円	3,150円	4,200円
多目的研修室2	70人	2,100円	3,150円	4,200円
研修室1・2	20人	2,100円	3,150円	4,200円
ふれあい談話室	40人	2,100円	3,150円	4,200円
栄養指導実習室	30人	2,100円	3,150円	4,200円

備考　冷暖房使用の場合は、5割増しとする。

伊豆市

室　名	収用人員	9時～12時	13時～17時	17時～21時
多目的研修室1	80人	2,000円	3,000円	4,000円
多目的研修室2	70人	2,000円	3,000円	4,000円
研修室1・2	20人	2,000円	3,000円	4,000円
ふれあい談話室	40人	2,000円	3,000円	4,000円
栄養指導実習室	30人	2,000円	3,000円	4,000円

備考
①冷暖房使用の場合は、5割増しとする。
②「市民又は市内の事業所に勤務する者」以外の者が使用する場合は、当該使用料の額に2を乗じて得た額を使用料とする。

地域集会施設及び広場使用料

<table>
<tr><td>修善寺町</td><td rowspan="6">伊豆市</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>土肥町</td></tr>
<tr><td>◎小土肥生活改善センター、小土肥農村広場

使用料は徴収しない。ただし、収益を目的とする利用、個人的な利用の場合は徴収することができる。</td></tr>
<tr><td>天城湯ヶ島町</td></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th>区分</th><th>7:00～12:00</th><th>13:00～17:00</th><th>18:00～22:00</th></tr>
<tr><td>集会場</td><td>1,000円</td><td>1,000円</td><td>1,500円</td></tr>
<tr><td>広場</td><td>1,500円</td><td>1,500円</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>中伊豆町</td></tr>
<tr><td>◎町立地域集会施設等

使用料は徴収しない。ただし、収益を目的とする利用、個人的な利用の場合は徴収することができる。</td><td>使用料は徴収しない。ただし、収益を目的とする利用、個人的な利用の場合は徴収することができる。</td></tr>
</table>

手数料（農業・林業・総務）

◎農業

		修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町		伊豆市
7	死亡獣畜取扱場の設置の許可	1通16,800円		1件25,200円	16,800円	➡	1件16,200円
8	動物の飼養又は収容の許可	1通 8,600円		1件 8,600円			1件 8,600円

◎林業

		修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町		伊豆市
10	鳥獣飼養許可証の交付又は更新若しくは再交付	１通3,400円	１通3,400円	3,400円	2,300円	➡	１通3,400円

◎総務

		修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町		伊豆市
12	文書受理に関する証明	１通300円	１通300円	１件300円			廃止
13	公簿、公文書もしくは図面の謄本又は抄本の交付	公簿公文書は１冊 図面は１枚につき 300円	１件300円	１枚300円	１通	➡	１件300円
14	公簿、公文書又は図面の閲覧	300円	1時間 300円	1種類 300円			廃止
15	土地その他被害に関する証明			１件300円			廃止